

つどいの広場の実施場所が一部変更になります

市では、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者が自由に遊び、他の親子と交流できる施設として、つどいの広場を市内5カ所に開設しています。

次の期間、実施場所などが変更となりますので、ご利用の際はご注意ください。

- ▶ **変更期間** 12月22日(木)～令和5年1月11日(木)
※12月29日(木)～令和5年1月3日(火)は休み

▶ 変更期間中に実施するつどいの広場

名称	所在地	開設日時	電話番号
はすのこ	児童センター内	月～土曜日 午前10時～午後3時	553-2108
みなみかわら	老人福祉センター南河原荘隣	月～土曜日 午前9時～午後2時	557-0977
さきたま	埼玉保育園(埼玉4595-1)	火・水・木曜日 午前9時～午後2時	559-2433

※変更期間中は、つどいの広場「さくら」、「ひがし」では実施しません。

- ▶ **その他** つどいの広場「さきたま」は、午前9時～正午は保育室・園庭開放、正午～午後2時は子育て相談(電話・面接)になります。

※面接は要予約

- ▶ **問い合わせ** 子ども未来課子ども・子育てグループ(内線262)



病児保育所げんきキッズをご利用ください

病児保育所げんきキッズは、保護者の就労などにより、病氣中もしくは病氣回復期にあるお子さんを家庭で保育できない場合に、一時的に保護者に代わりお子さんをお預かりする施設です。

- ▶ **施設名** 病児保育所げんきキッズ(小見1401-4 南川げんきクリニック隣) ☎090-8111-8751

- ▶ **対象** 乳幼児～小学6年生

- ▶ **保育時間** 月～金曜日(祝日、年末年始などの期間を除く)午前8時～午後6時

- ▶ **利用料金** 2,000円(市民税非課税世帯および生活保護受給世帯は無料)※別途おやつ代200円

- ▶ **利用方法** ①事前に「病児・病後児保育利用者登録書」を病児保育所げんきキッズに提出して利用者登録をしてください。預ける当日でも登録できます。

②主治医や小児科医の診察を受けてください。

③原則として保育希望日の前日までに予約してください。当日でも空きがあれば預けられますが、来所前に電話連絡をしてください。

④利用当日に「病児・病後児保育利用申請書」を提出してください。

- ▶ **利用当日に持参するもの**

- ①病児・病後児保育利用申請書
- ②健康保険証

- ③子ども医療費受給資格証
- ④医師の処方した薬(昼1回分)
- ⑤薬の説明書
- ⑥着替え(下着を含む)
- ⑦ハンドタオル2枚
- ⑧ビニール袋2枚
- ⑨昼食(症状に合わせたもの)
- ⑩母子手帳
- ⑪ミルク・哺乳瓶(乳幼児のみ)
- ⑫紙おむつ、おしりふき(乳幼児のみ)
- ⑬非課税証明書(非課税世帯のみ)



病児保育所げんきキッズ

- ▶ **問い合わせ** 子ども未来課子ども・子育てグループ(内線262)

ひとり親家庭などの手当のご案内

市では、次のようなひとり親家庭などに対する支援を行っています。

児童扶養手当

ひとり親家庭または配偶者が重度の障害者の場合で、18歳までのお子さん(お子さんが一定の障害を有する場合は20歳未満まで)を養育している方に対して、児童扶養手当を支給しています。手当は、申請を受け付けた翌月分から対象となりますが、受給資格者や生計を一にしている扶養義務者の所得によっては手当が支給されない場合があります。

- 次のいずれかに該当するお子さんを育てている父または母、もしくは父母に代わってそのお子さんを養育している方に支給します。

- ・ 父母が婚姻を解消したお子さん
- ・ 父または母が重度の障害の状態にあるお子さん
- ・ 父または母が死亡したお子さん
- ・ 父または母に1年以上遺棄されているお子さん
- ・ 父または母が1年以上拘禁されているお子さん
- ・ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けたお子さん
- ・ 婚姻によらないで生まれたお子さん

※障害年金を受給している方で、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を受給できます。遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金や障害厚生年金(3級)のみを受給している方で、その額が児童扶養手当の額より低い場合は、差額分が手当として支給されます。

- 次のような場合には受けられません。

- ・ 申請者やお子さんが日本国内に住所を有しないとき
- ・ お子さんが児童福祉施設などに入所しているとき

- ・ 父または母が婚姻しているとき(内縁関係にある場合や事実上婚姻関係にある場合も含む)

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満のお子さんを育てている方に支給します。手当は、申請を受け付けた翌月分から対象となりますが、養育者の所得によっては支給されない場合があります。

- 次のような場合には受けられません。

- ・ 申請する方やお子さんが日本国内に住所を有しないとき
- ・ お子さんが障害による公的年金を受けることができるとき
- ・ お子さんが児童福祉施設などに入所しているとき

ひとり親家庭等児童養育手当

ひとり親家庭で義務教育期間中のお子さんを養育している方に手当を支給します。

- 次のいずれかに該当するお子さんを育てている父または母、もしくは養育者に支給します。

- ・ 父または母、もしくは父母の双方が死亡したお子さん
- ・ 父母が婚姻(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)を解消したお子さん
- ・ 婚姻によらないで生まれたお子さん

- 次のような場合には受けられません。

- ・ 生活保護を受給している世帯
- ・ 保護者の現年度(4月分から7月分の手当は前年度)の市民税所得割が課税されている

- ▶ **問い合わせ** 子ども未来課子ども・子育てグループ(内線262・292)

行田市浮き城のまち・子育てジョイ・ハッピー事業を実施しています

行田市浮き城のまち・子育てジョイ・ハッピー事業は、第3子以降のお子さんの誕生を祝して、18,000円分の「行田市子育てハッピー券」を保護者に贈呈し、本事業に協賛いただいている店舗でお祝いセットと引き換えるものです。

- ▶ **対象** 次の要件を全て満たす保護者の方
 - ・ 本市の住民基本台帳に登録があり、第3子以降のお子さんが誕生した方
 - ・ 市民税の滞納がない方

- ▶ **申し込み** 行田市子育てハッピー券申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、第3子の出産から60日以内に子ども未来課へ提出してください。

- ▶ **その他**
 - ・ 本事業に協賛いただける店舗を随時募集しています。協賛いただける店舗は、子育てハッピーセット登録申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、お祝いセット(3,000円相当分)の写真を併せて同課へ提出してください。
 - ・ 本事業の財源は、県の補助金が含まれています。



- ▶ **問い合わせ** 同課子ども・子育てグループ(内線292)